資料３－３

太陽電池発電所設置等事業に係る環境影響評価項目の検討

【選定の方針（●）】①国主務省令（着色部）の参考項目については全て選定する。

②条例において同類の事業も想定される『工場事業場用地造成事業』（□）との整合をとり，影響が懸念されるものは選定する。

③H24年度に風力発電事業を追加した際に選定した項目についても整合をとり，影響が懸念されるものは選定する。

影響要因 ＼ 環境要素			大気環境								水環境												土壌に係る環境その他の環境				その他の環境要素				動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	放射線の量
			大気質					騒音	振動	悪臭	水質							底質		地下水の水質及び水位			その他	地形及び地質	地盤		土壌汚染															
			窒素酸化物	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音・低周波音	振動	悪臭	土砂等による水の濁り	水の汚れ	水温	富栄養化	溶存酸素	水素イオン濃度	有害物質	水底の泥土	有害物質	地下水の水位	塩素イオン濃度	有害物質	流向及び流速	重要な地形及び地質	地盤沈下	地盤の安定性	有害物質	日照阻害	風車の影	電波障害	反射光 ※	重要な種及び注目すべき生息地 海域以外	重要な種及び注目すべき生息地 海域	重要な種及び群落 海域以外	重要な種及び群落 海域	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源，主要な眺望景観並びに主要な囲繞景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建築工事に伴う副産物	産業廃棄物 ※	二酸化炭素	放射線の量
太陽電池発電所	工事の実施	建設機械の稼働	●□		●□		●□	●□	●□																							●□				●□						●*□
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●□		●□		●□	●□	●□																							●□				●□		●※1				●*□
		造成等の施工による一時的な影響									●□							●□			●※2		●□		●※2		●□						●□	●□	●□	●□	●□		●□	●□	●※1		
	土地又は工作物の存在及び供用	太陽電池発電所の存在									●※1												□※3	●□		●□					●※1	●□	●□	●□	●□	●□	●□	●□		●※1		
		施設の稼働					□※4	●□	□※4	□※4																						□※4	□※4	□※4	□※4	□※4	□※4					

凡例

- ● 宮城県条例 『太陽電池発電所設置等事業』における選定項目（案）
- □ 宮城県条例 『工場・事業場用地造成事業』における選定項目
- 『太陽電池発電所設置等事業』 独自の選定項目
- 『工場・事業場用地造成事業』での選定項目だが，『太陽電池発電所設置等事業』 では削除する項目
- 国　主務省令を参考とした項目
- ※ 国の主務省令を参考とした新たな環境要素
- ＊ 放射性物質が相当程度拡散・流出・又は集積するおそれがある場合に適用する項目

※1 国の主務省令に準拠した追加項目

※2 H24年度指針改正（風力発電事業追加時の項目）との整合性をとり追加

※3 施設の存在による河川の流向及び流速への影響は想定できないため除外

※4 施設稼働後に生じる影響は想定できないため除外